別表第四　給水設備及び排水設備

		(六)	(九)	(十)	(十一)	(十二)	(十三)	(十四)	(十五)
一　飲料用配管設備及び排水設備	(一)								
	(い)点検項目	自家用発電装置の取付けの状況	自家発電機室の給排気の状況（屋内に設置されている場合に限る。）	接地線の接続の状況	電源の切替えの状況	始動の状況	運転の状況	排気の状況	コンプレッサー、燃料ポンプ、冷却水ポンプ等の補機類の作動の状況
	(ろ)点検事項	基礎架台の取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。	給排気状態が十分でなく室内温度が摂氏四十度を超えていること又は給排気ファンが単独で若しくは発電機と連動して運転できないこと。	接続端子部に緩み又は著しい腐食があること。	予備電源への切替えができないこと。	空気始動及びセル始動により作動しないこと又は電圧が始動から四十秒以内に確立しないこと。	運転中に異常な音、異常な振動等があること。	排気管、消音器等の変形、損傷、亀裂等による排気漏れがあること。	運転中に異常な音、異常な振動等があること。
	(は)点検方法	目視又は触診により確認する。	室内の温度を温度計により測定するとともに、作動の状況を確認する。	目視により確認する。	作動の状況を確認する。	作動の状況を確認する。	目視又は聴診により確認する。	目視により確認する。	目視又は聴診により確認する。
	(に)判定基準	基礎架台の取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。	給排気状態が十分でなく室内温度が摂氏四十度を超えていること又は給排気ファンが単独で若しくは発電機と連動して運転できないこと。	接続端子部に緩み又は著しい腐食があること。	予備電源への切替えができないこと。	空気始動及びセル始動により作動しないこと又は電圧が始動から四十秒以内に確立しないこと。	運転中に異常な音、異常な振動等があること。	排気管、消音器等の変形、損傷、亀裂等による排気漏れがあること。	運転中に異常な音、異常な振動等があること。

		(一)	(二)	(三)	(四)	(五)	(六)	(七)
二　飲料水の配管設備	(一)	飲料用の給水タンク及び貯水タンク（以下「給水タンク等」という。）並びに給水ポンプ						
	(ろ)点検事項	給水タンク等の腐食及び漏水の状況	給水ポンプの運転の状況	給水タンク等の内部の状況	給湯設備（循環ポンプを含む。）の取付けの状況	ガス湯沸器の取付の状況	給湯設備の腐食及び漏水の状況	ガス湯沸器の煙突及び給排気部の構造
	(は)点検方法	目視により確認する。	水圧計により測定するとともに、目視又は聴診により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	目視又は触診により確認する。	目視により確認する。	目視又は触診により確認する。
	(に)判定基準	建築基準法施行令第百二十九条の二の五第二項第五号の規定に適合しないこと。	運転中に異常な音、異常な振動等があること又は定格水圧がないこと。	藻等の異物があること。	平成十二年建設省告示第千三百八十八号第二の規定に適合しないこと。	平成十二年建設省告示第千三百八十八号第二の規定に適合しないこと又は引火性及び燃焼排ガスの上昇する位置に取り付けていること。	本体に腐食又は漏水があること。	腐食又は漏水があること。

		(一)	(二)	(三)	(四)	(五)	(六)
三　排水設備	(一)	排水槽					
	(ろ)点検事項	排水漏れの状況	排水ポンプの設置の状況	排水ポンプの運転の状況	雑用水給水栓の表示の状況	雑用水タンク、ポンプ等の設置の状況	消毒装置
	(は)点検方法	目視により確認する。	目視により確認する。	水圧計により測定するとともに、目視又は聴診により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。
	(に)判定基準	漏れがあること。	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。	運転中に異常な音、異常な振動等があること又は定格水圧がないこと。	昭和五十年建設省告示第千五百九十七号第二第六号ニの規定に適合しないこと。	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。	消毒液がなくなり、装置が機能しないこと。

排水再利用配管設備（中水道を含む。）